

青森県報

第千九百五十八号 平成十三年十二月十二日(水曜日)

目 次

規 則

- あっせん員候補者の氏名等……………(事務局)…六

規 則

- 青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務学事課)…一
- 青森県保育士試験規則の一部を改正する規則……………(健康医療課)…一

告 示

- 字区域の変更……………

(市
振
興
村)
(漁
港
漁
場)
(整
備
課)
…二
…三
…一

- 公有水面埋立ての免許……………

(漁
港
漁
場)
(整
備
課)
…二
…三
…一

- 右 同……………

(漁
港
漁
場)
(整
備
課)
…二
…三
…一

青森県規則第八十八号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則(昭和三十七年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号(二)中「及び三戸郡南部町」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県保育士試験規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

(上) 水地方農林事務所 北六
(三) 水地方農林事務所 五
(八) 土木事務所 戸五

- 土地改良区の役員の退任……………

- 土地改良事業の工事の完了……………

出 先 機 関

労働委員会

青森県規則第八十九号

青森県保育士試験規則の一部を改正する規則

青森県保育士試験規則（昭和三十四年四月青森県規則第三十九号）の一部を次のよう
に改正する。

第四号 樣式中

| | | |
|---|------------|---------------|
| | | 3 児童心理学及び精神保健 |
| 4 | 保健衛生学及び生理学 | 4 小児保健 |
| 5 | 看護学及び実習 | 5 小児栄養 |
| 6 | 栄養学及び実習 | 6 保育原理 |
| 7 | 保育原理及び教育原理 | 7 教育原理及び養護原理 |

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

告示

青森県告示第六百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、田

第一項の規定により告示する。

平成十三年十二月二日

青森県知事
木村守甲

に改める。

の一部を大字大根子字松森に編入する

大字豊時字赤田一、二の一の一部、七の一、七の二、七の三の一部、一五の一部、二〇、二一、二二の一部、二五、二六の一部、四〇、四一の一部、五〇、五一、五二の一部、六四の一、六五、六六の一部、七二、七四の一部、七五の一部、大字大根子字松森一五〇の一の一部、一五一の一部、一八七の一部、一八九の一の一部、一九〇の一部、一九一の一の一部、一九四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字大根子字南田六三の一、八七、九三、九四の一に隣接する大字大根子字松橋、大字諏訪堂字村岡の道路、水路である国有地の全部を大字大根子字南田に編入する。

大字大根子字松森一九一の一部、一九四の一部、二三四の一部、二三六の一部、二七の一部、二三八、二三九、二三〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を大字豊濱字赤田に編入する。

南津輕郡田舎館村

二の四、三二の一、一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字豊蒔字北前田六〇、六八の一に隣接する大字大根子字松森の道路、水路である国有地の全部、大字豊蒔字北前田一二二、一一三、一二六の一の地先の大字豊蒔字南前田の道路である国有地の一部を大字豊蒔字北前田に編入する。

大字豊蒔字南前田一の二、二の二、三の二、五の四、大字豊蒔字北前田二の一の二、二の二、二二の二、二四の二、二六の二、二七の二、三二の二、三三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字豊蒔字牡丹森二七六の一、二七六の二の地先の大字豊蒔字北前田の道路である国有地の一部を大字豊蒔字牡丹森へ編入する。

大字豊蒔字牡丹森九の一部、一〇の一部、一一の一部、一一の二、一一の三の一部、一二の一部、一三、一四、一五の一部、一六の一部、一七から二二まで、二三の一部、二四の一部、二八の三、三〇の一部、三一の一部、三五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字豊蒔字西牡丹森一〇八、二二、二三五の一の地先の大字豊蒔字牡丹森の道路である国有地の一部を大字豊蒔字西牡丹森に編入する。

青森県告示第六百七十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年十一月三日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十二条の規定により告示する。

平成十三年十一月十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一及び九二地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑦の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台（北緯四一度一三分二五秒、東経一四〇度三分五五秒）から一四〇度二一分一七七・〇九メートルの地点

②の地点 ①の地点から一八〇度〇一分四二・五八メートルの地点

③の地点 ②の地点から二五八度三九分三一・〇二メートルの地点

④の地点 ③の地点から〇度三九分〇・五七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二六八度四三分六〇・三四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二六九度五六分四・二七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から〇度〇一分二九・五五メートルの地点

3 面積

二、一五三・八九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一及び九二地先公有水面

2 区域

次の④の地点から⑨の地点までを順次直線で結んだ線及び④の地点と⑨の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台（北緯四一度一三分二五秒、東経一四〇度三分五五秒）から一四〇度二一分一七七・〇九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一八〇度〇一分四二・五八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二五八度三九分三一・〇二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から〇度三九分〇・五七メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一六八度四三分六〇・三四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二六九度五六分四・二七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から〇度〇一分四九・五九メートルの地点

3 面積

五、五三六・六〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年十二月三日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一條の規定により告示する。

平成十三年十一月十一日

青森県知事 木村守男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町長 小坂 郁夫

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、五四二及び一二九の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からEの地点までを順次に直線で結んだ線及びAの地点とEの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 県③の地点から一六七度一七分二七・三六メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から一五七度一七分五一・六四メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から一六七度一七分三一・〇〇メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から一二三度一七分五・〇〇メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から七八度三分四九・一一メートルの地点

3 面積

一、八九〇・〇五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、五四二及び一二九の地先公有水面
点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 県③の地点から一六七度一七分二七・三六メートルの地点

Bの地点 Aの地点から一五七度一七分五一・六四メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一六七度一七分三一・〇〇メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一二三度一七分五・〇〇メートルの地点

Eの地点 Dの地点から七八度三分四九・一一メートルの地点

2 区域

次のAの地点からEの地点までを順次に直線で結んだ線及びAの地点とEの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 県③の地点から一六七度一七分二七・三六メートルの地点

Bの地点 Aの地点から一五七度一七分五一・六四メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一六七度一七分三一・〇〇メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一二三度一七分五・〇〇メートルの地点

Eの地点 Dの地点から七八度三分四九・一一メートルの地点

3 面積

一、八九〇・〇五平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百七十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十三年十一月十三日から施行する。

平成十三年十一月十一日

青森県知事 木村守男

第三号の表中

「あおもり信用金庫三内支店 青森市大字三内
あおもり信用金庫三内支店 青森市大字三内
あおもり信用金庫大野支店 青森市大字大野」を
に改める。

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

田舎館地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十三年十二月十二日

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、砂沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年十二月十三日から平成十四年一月十七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所
鶴田町役場
柏村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 ヤマコ電気工業
二 氏名 山子敏彦

- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字十日町字長根一九の一
四 許可番号 青森県知事許可（般一一〇）第一六四六八号
五 取消年月日 平成十三年十二月三日
六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となつた事実
平成十三年十一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出先機関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年十二月十二日

三戸地方農林水産事務所長 由良武

| 土地改良事業の名称 | | | 事業を行う者 | 年月日 | 工事完了 |
|--------------------|------|-----|--------|---------|------|
| 十二年災農地災害復旧事業 | 六三一一 | 階上町 | | | |
| 十二年災農地災害復旧事業六三一一〇一 | " | " | 三・五・六 | 平成三・五・三 | 工事完了 |
| 六三一一〇一 | " | " | 三・四・六 | | |
| 六三一一〇三 | " | " | 三・五・三 | | |
| " | " | " | 三・五・四 | | |
| 六三一一〇四 | " | " | 三・五・三 | | |
| 六三一一〇五 | " | " | 三・五・三 | | |

| | |
|---------------------|--------|
| 高橋 牧夫 | 氏 名 |
| 昭和 六〇・三 | 生年月日 |
| 八戸市根城六丁目一 七の一九 | 住 所 |
| 青森県地方労働委員会委員 弁護士 | 職 業 |

平成十三年十二月二十一日

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

労 動 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

| 理 事 | 役員の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の年月日 |
|-------|------------|-------------------|---------|---------|
| 古屋敷龍雄 | | 上北郡天間林村大字榎林字蛇沢一の五 | 工 藤 洋 一 | 平成三・九・六 |

平成十三年十二月二十一日

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

土地改良区の役員の退任

| | | | |
|---|---|---------|---|
| " | " | 六三一—一〇六 | " |
| " | " | 六三一—一〇七 | " |

| | |
|-------|-------|
| 三・五・三 | 三・五・二 |
|-------|-------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------------|----------------------|------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|---------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|
| 岩渕 肇 | 齊藤 茂 | 木立 精一 | 蝦名 武 | 北村 真夕美 | 扇田 實 | 笛森 悦郎 | 村田 剛一 | 竹田 良三 | 三上 初枝 | 西口 和夫 | 栗本 章吉 | 佐々木範夫 | 船越 弘造 | 今 嘉典 | 成田 宏子 | 赤城 国臣 | 石田 恒久 | |
| 元昭和 四・九 | 昭和 六・九・八 | 昭和 元・三・六 | 昭和 三・〇・五 | 昭和 二・〇・二 | 昭和 六・八・六 | 昭和 二・九・九 | 昭和 六・八・七 | 昭和 三・一・四 | 昭和 三・一・七 | 昭和 三・一・四 | 昭和 二・一・六 | 昭和 二・三・五 | 昭和 二・三・五 | 昭和 一・三・三 | 昭和 三・三・三 | 昭和 四・四・二 | 青森市長島二丁目一 三の一 | |
| 一四の六 青森市東造道三丁目 | 青森市小柳三丁目九 の八 | 青森市大字三内字沢 部二〇三の一二 | 青森市花園二丁目一 二の四 | 青森市幸畑一丁目五 の一〇 | 青森市長島二丁目一 二 | 青森市幸畑一丁目五 の一 | 二の二六 | 青森市旭ヶ丘二丁目 の一八 | 弘前市大字下白銀町 の六 | 弘前市大字下白銀町 の五 | 青森市奥野三丁目三 の一五 | 青森市沖館五丁目六 の二 | 青森県地方労働委員会委員 会員 | 日本労働組合総連合会青森県連 合会副会長 | 青森県地方労働委員会委員 会員 | 日本鐵鋼産業労働組合連合会青 森県本部委員長 | 青森県地方労働委員会委員 会員 | 青森市浪打一丁目三 の二 |
| 青森県地方労働委員会事務局 審査調整課長 | 青森県地方労働委員会事務局参 事(総務課長事務取扱) | 青森県地方労働委員会事務局次 長 | 青森県地方労働委員会事務局長 | (社)青森県地方労働委員会委員 会員 | (社)青森県労働委員会委員 会員 | (社)青森県労働委員会委員 会員 | 青森県地方労働委員会委員 会員 | | |